

五所川原市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した定期監査及び財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和8年2月16日

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之  
五所川原市監査委員 一 戸 久 男

## 監査報告

### 第1 準拠基準

五所川原市監査基準

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（財務監査）

### 第3 監査の対象

#### ○経済部

農林政策課、農村整備課、商工観光課（消費生活センター含む）  
地域物産振興課

#### ○教育委員会

教育総務課、社会教育課、スポーツ振興課、学校教育課、中央公民館  
学校給食センター、図書館、小・中学校

### 第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に係る事務処理、書類の保管が適正に行われているか
- (2) 契約事務の執行が適正に行われているか
- (3) 公金の管理が適正に行われているか
- (4) 関係事務が法令・条例等に基づき適正かつ効率的に行われているか

### 第5 監査の実施内容

令和6年度において執行された財務に関する事務について実施した。監査にあたっては、実施通知により関係書類及び諸帳簿等の提出を求め、内容を調査照合するとともに、不明な点については担当職員から説明を聴取して行った。

### 第6 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年2月9日まで

### 第7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われていると認められた。監査の過程で確認された軽微な事項については、所管課に対し口頭で改善、検討を要望した。